

優遇税制の概要

	(新)中小企業経営強化税制	(旧)中小企業投資促進税制 (上乗せ措置)	中小企業等経営強化法
税制措置	100%即時償却又は税額控除 7% ※資本金3,000万円以下であれば 税額控除10%	100%即時償却又は税額控除 7% ※資本金3,000万円以下であれば 税額控除10%	固定資産税が3年間、50%軽減
対象設備	発売開始から10年以内であれば 旧モデルも対象	発売開始から10年以内の 最新モデルである事	発売開始から10年以内であれば 旧モデルも対象
対象者	青色申告書を提出している 中小企業者等かつ経営力向上計画 の認定を受けたもの	青色申告書を提出している 中小企業者等	中小企業者等
申請期間	機械及び装置取得後、 経営力向上計画及び工業会証明書を 60日以内に主務大臣に受理され お客様の事業年度末迄に認定をうけ お客様が確定申告されるさいに 必要書類を提出	お客様の確定申告時に適用を受ける	機械及び装置の取得後、 経営力向上計画及び工業会証明書を 60日以内に 主務大臣に受理される
備考	レンタル資産対象外	レンタル資産対象外	レンタル資産も対象

※経営力向上計画は機械及び装置の取得以前
に認定を受けることが原則です。

中小企業庁HP参照